

和泉市緊急通報装置システム

緊急通報装置のサービスとは

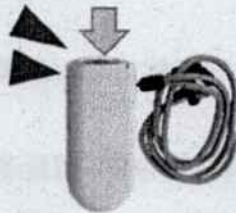
ひとり暮らし等で見守りが必要な高齢者等を対象として、自宅内に設置した通報装置や携帯用機器を活用した新しいシステムをご利用いただくことにより、24 時間体制で急病やケガ等の緊急時における迅速かつ適切な安全確保の対応を行います。

生計中心者の市・府民税により3段階の費用負担(毎月0円、1,475円、2,950円)があります。

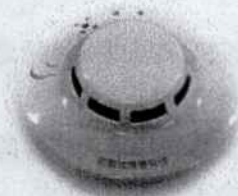
緊急通報装置(本体と人感センサー)、携帯用(ペンダント式)、煙探知機を貸与します。



緊急通報装置本体



ペンダント式



煙探知機



人感センサー

生計中心者の当該年度課税状況	利用者負担額
生活保護・非課税世帯	0円
市・府民税所得割年額 12,500 円以下	1,475 円
市・府民税所得割年額 12,501 円以上	2,950 円

ご利用の対象となる人

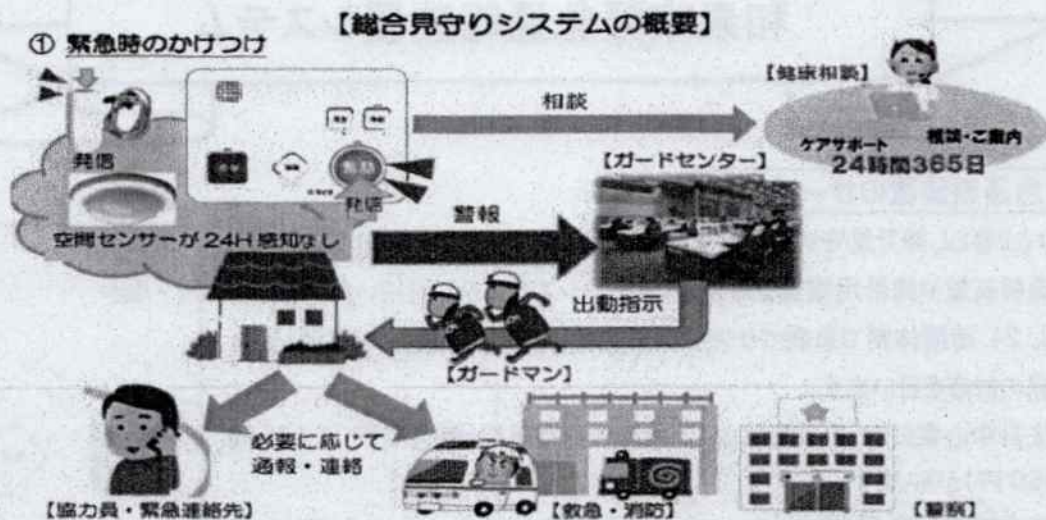
65歳以上の高齢者、重度の身体障がい者

上記以外の家族と同居している場合は、昼間独居により、緊急通報体制が必要と認められる方

サービスの概要

※24 時間体制での対応を行います(総合警備保障株式会社:アルソック)

- ① 自宅内に設置した通報装置等による発信や人感センサーによる異常感知があったときに、市が委託した警備会社のガードマンが駆け付け、安全確保のための適切な対応を行います。
- ② 自宅内において、熱中症の危険があるとき、又は自治体からの災害時避難情報などが発信されたときに、音声によりお知らせします。



【協力員の登録】

☆親族・知人等、緊急対応時(救急車・消防車等の要請、緊急対応が必要となる状況で)に警備会社から連絡させていただき連絡先が必要となります。

☆月に一度安否確認の電話が入ります。当月内に本人に連絡が取れない場合協力員に電話連絡させていただき、状況の確認をさせていただき場合があります。

【装置の注意点】

○緊急通報装置の設置は、停電時等の不通報や音声不良等、通信回線の不具合により通常のサービス提供がされない場合があります。申請時に、注意・留意事項をお読みいただき、通信回線承諾書をご提出していただきます。※回線がない場合は、ご相談ください。

○緊急時において、迅速かつ適切な対応を行えるようご自宅の合鍵(1個)をお預かりする必要があります。

○借家、府営住宅等に入居されている人は、申請前に家主への確認をお願いします。

【申込方法】

『和泉市緊急通報装置申請書』及び『通信回線承諾書』に必要事項を記載のうえ高齢介護室へ提出してください。郵送でも可。用紙は窓口(ホームページよりダウンロードも可)にあります。

和泉市役所 高齢介護室 高齢支援担当

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL:0725-99-8132(直通)

FAX:0725-40-3441

E-mail:koukai@city.osaka-izumi.lg.jp